

工事請負契約の事務処理要領（抜粋）

制 定 〔昭和37年10月8日水公達昭和37年第4号〕

最終改正 〔平成29年7月19日水機達平成29年度第4号〕

（入札の方法等）

第7条

4 契約職等は、指名競争に付そうとする場合において、業者を指名するとき、又は随意契約によろうとする場合において、見積書を徴取する業者を決定するときは、名簿に登載された業者のうちから、次に掲げる事項に留意するとともに、当該年度における指名及び受注の状況を勘案し、特定の業者に偏しないように指名又は決定をしなければならない。ただし、予定価格が250万円以下の契約を締結しようとするときは、名簿に登載されていない業者を指名し、又は決定することができる。

- 一 不誠実な行為の有無
- 二 経営状況
- 三 工事成績
- 四 当該工事に対する地理的条件
- 五 手持工事の状況
- 六 当該工事施工についての技術的適性
- 七 安全管理の状況
- 八 労働福祉の状況

（競争参加資格の確認及び業者の指名等）

第7条の4 契約職等は、別に定める資格を有する者による一般競争に付そうとするときは、競争参加者が当該資格を有するかどうかを確認するものとする。

2 契約職等は、第6条第1項の規定による等級区分のある契約について指名競争に付し、又は随意契約によろうとするときは、当該契約の予定金額に対応する等級に格付けされた有資格業者のうちから選定して競争参加者を指名し、又は見積書を徴取する業者を決定しなければならない。

3 前項の規定により競争参加者を指名し、又は見積書を徴取する業者を決定する場合において、契約職等が相当と認めるときは、当該契約において指名し、又は見積書を徴取する業者の総数の2分の1を超えない範囲において、当該契約の予定金額に対応する等級の直近上位又は下位の等級に格付けされた有資格業者の中から指名し、又は見積書を徴取する業者を決定することができる。ただし、当該契約の履行に係る技術的適性を把握するための技術資料の提出を公募の方法により求め、指名競争に付そうとする場合において、契約職等が相当と認めるときは、当該契約の予定金額に対応する等級及び当該契約の予定金額に対応する等級の直近上位又は下位の等級に格付けされた有資格業者の中から指名することができる。

4 契約職等は、現に履行中の工事に密接な関連を有する工事について契約を締結しようとする場合には、当該工事の予定金額が第2項の規定による予定金額に対応する等級の限度を超えて下位の等級に対応するときであっても、現に工事を履行している業者を指名し、又は見積書の徴取の相手方として決定することができる。

5 第2項の規定は、災害復旧工事等で特に緊急を要するもの又は特殊の技術を要する工事を行う場合その他特別な事由がある場合においては、適用しない。